(その1)

収支報告書

平成27 年分
(開催分)

(ふりがな) いしんのとうしゅうぎいいんおかやまけんだいいちせんきょくしぶ

1 政治団体の名称 維新の党　衆議院岡山県第1選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 岡山県岡山市北区野田2-7-12-101

3 代表者の氏名 高井　崇志

4 会計責任者の氏名 高井　明

事務担当者の氏名 高井　明

(電話) 086-242-6060

(電話)

(電話)

(電話)

岡山県選挙管理委員会 受 28.4.14 付

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	高井　崇志
公職の種類 (現職・候補者の別)	衆議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	14,950,635
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	14,950,635
支　出　総　額	7,738,466
翌年への繰越額	7,212,169

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	930,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	20,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	950,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	950,000	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
維新の党　本部	1,000,000	H27/2/10	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
維新の党　本部	3,000,000	H27/2/18	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
維新の党　本部	2,500,000	H27/4/24	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
維新の党　本部	2,500,000	H27/7/24	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
維新の党　本部	5,000,000	H27/12/18	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
この頁の小計	14,000,000			
合　　計	14,000,000			

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	635	
合　　計	635	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
高井崇志	200,000	H27/1/30	岡山県岡山市北区新屋敷町3-2-3	衆議院議員	
高井崇志	500,000	H27/2/27	岡山県岡山市北区新屋敷町3-2-3	衆議院議員	
高井崇志	100,000	H27/4/30	岡山県岡山市北区新屋敷町3-2-3	衆議院議員	
高井崇志	130,000	H27/12/29	岡山県岡山市北区新屋敷町3-2-3	衆議院議員	
その他の寄附					
合計	930,000				

（その７）

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
維新の党　岡山県総支部	20,000	H27/3/30	岡山県岡山市北区富田町2-5-11	片山虎之助	
この頁の小計	20,000				
その他の寄附					
合　　計	20,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	3,492,411		
(2) 光熱水費			
(3) 備品・消耗品費	24,040		
(4) 事務所費	2,135,387		
小計	5,651,838	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,086,628	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	2,086,628		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	2,086,628	0	
合計	7,738,466		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
両面テープ	19,008	H27/3/18	株式会社中島商会　岡山支店	岡山県岡山市北区白石441-2	
この頁の小計	19,008				
その他の支出	5,032				
合計	24,040				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
家賃	129,600	H27/2/24	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
家賃	129,600	H27/3/25	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
家賃	129,600	H27/4/23	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
家賃	129,600	H27/5/19	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
監査料	97,790	H27/6/3	桑原一	岡山県岡山市東区西大寺松崎248-83	
家賃	129,600	H27/6/24	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
家賃	129,600	H27/7/24	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
家賃	129,600	H27/8/24	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
家賃	129,600	H27/9/24	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
家賃	129,600	H27/10/22	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
家賃	129,600	H27/11/24	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
家賃	129,600	H27/12/16	有限会社みよし	岡山県岡山市北区野田2丁目10番8号	
事務所共通費	584,651	H27/12/30	高井崇志後援会	岡山県岡山市北区野田2-7-12-101	
この頁の小計	2,108,041				
その他の支出	27,346				
合計	2,135,387				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
				印刷製本費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
国会レポート印刷	172,085	H27/8/22	株式会社　プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
国会レポート印刷	267,405	H27/8/27	株式会社　プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
国会レポート印刷	466,560	H27/12/21	有限会社　佐藤印刷所	岡山県倉敷市林561-1	
この頁の小計	906,050				
その他の支出					
合計	906,050				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
				荷造発送費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ぱど折込配布	281,096	H27/8/24	株式会社　ぱど	岡山県岡山市北区西古松605-5 ブライトオフィスⅡビル１Ｆ	
チラシ配布	180,000	H27/8/25	Ｒｅａｌｉｖｅ	岡山県岡山市南区福富西3-2-7 1F中	
送料	16,946	H27/12/17	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
送料	17,094	H27/12/17	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
送料	11,026	H27/12/17	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
送料	14,652	H27/12/17	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
送料	130,128	H27/12/17	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
配布代	233,000	H27/12/21	株式会社玉野民生公社	岡山県玉野市玉原3丁目20番1号	
配布代	281,096	H27/12/21	株式会社　ぱど	岡山県岡山市北区西古松605-5 ブライトオフィスⅡビル１Ｆ	
この頁の小計	1,165,038				
その他の支出	15,540				
合計	1,180,578				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　4月 14 日

政治団体の名称　維新の党　衆議院岡山県第1選挙区支部

会計責任者の氏名　高井　　明　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２８年4月 14日

維新の党　衆議院岡山県第１選挙区支部

代表　高井　崇志　殿

登録政治資金監査人　桑原 一

登録番号　第　２８３２　号

研修修了年月日　平成２１年６月２６日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、維新の党　衆議院岡山県第１選挙区支部の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、維新の党　衆議院岡山県第１選挙区支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定す

る収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

維新の党　衆議院岡山県第１選挙区支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、維新の党　衆議院岡山県第１選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上